

肥前鍋島藩における漢籍の受容

—本藩『芸暉閣經籍志』について—

高山 節也

はじめに

筆者は以前、本誌上において「江戸時代の漢籍目録」と題して、鍋島藩領域に伝えられた漢籍の現状と、当時の目録についての概観を行った（『日本漢文學研究』第五號 二千年 二松學舎大學日本漢文教育研究プログラム 以下略稱「江戸目録」）。その折り目録の状況に即して、その内容や分類の特徴にも觸れたのであるが、その後の検討によって訂正すべき部分や、なお補足すべき部分も見いだされたこと、加えて新たな知見も得たことと、幸いに同種の事例について九州大學日本史學シンポジウム（平成二十五年九州史學會大會 近世九州大名の文庫形成と書物觀 平成二十五年十二月七日 於九州大學）で報告の場を與えられたこと等を踏まえて、再度本誌上を借りて考察をまとめておきたいと思量するにいたった。今回本誌上においては、特に鍋島本藩に傳わる『芸暉閣經籍志』について述べるが、今後他の目録にも考察を加えて逐次發表する予定である。

鍋島藩領域における現存漢籍の集積状況については、「江戸目録」に具體的實數を添えて報告を行ったが、さらにそれらにおける漢籍の集散状況について總括すれば、以下のようになるであろう。

現状と當時とが大體一致すると思われるもの（かなりの量があり、流出等の積極的根拠を闕くもの）

鹿島藩 中川文庫本 多久邑 東原庠舎舊藏本

流出の明らかなもの（舊目錄記載と現存本の數値に大差があるもの 又は別資料によつて流出の確認されるもの）

小城藩 小城文庫本（興讓館舊藏本等） 蓮池藩 蓮池文庫本（成章館舊藏本・鍋島直與舊藏本等）

本藩弘道館舊藏本（鍋島文庫本 弘道館舊藏本等）

焼失

本藩舊藏本（佐賀城内庫 佐賀の亂時焼失） 鹿島藩弘文館舊藏本（『日本教育史資料』千九百三年 富山房第三冊）

武雄身教館舊藏本（『日本教育史資料』同前）

現存するが完存・闕損の根拠不明のもの

諫早（好古館及び諫早家舊藏本） 神代（鳴鶴所舊藏本等） 久保田（村田家舊藏本 漢籍不明）

現存しないもの あるいは未発見のもの

白石 川久保 須古 深堀

以上のような現状の内から、藩政期の漢籍の實情に迫るためには、當時の漢籍目錄（略稱 舊目錄）を取り上げて多角的な検討を加えるにしくはなく、その後流出等の認められない資料を中心とした検討に入りたいと考える。今後の予定として、さしあたり本誌では本藩『芸暉閣經籍志』による當時の現状把握をまず行い、さらに舊目錄の現存する各文庫の漢籍（特に蓮池藩及び小城藩）について考察を加えていく予定である。

一 『芸暉閣經籍志』書誌

まず冒頭に『芸暉閣經籍志』（以下略稱『經籍志』）の書誌を掲げる。これについては既に詳細な報告を公表しているが（『芸暉閣經籍志』校補その一『二松學舎大學人文論叢』第五十輯 平成五年二松學舎大學人文學會 以下略稱「校補」、訂正も含めて再度確認しておきたい。

芸暉閣經籍志 寶永三年至享保末年鈔本 一帙三冊 佐賀縣立圖書館藏（鍋09133）

各半丁四行 字數不定 匡郭版心界線なし 縦二十八・七×横二十・二（書形） 鈐有「鍋島／家藏」

第一冊 「芸暉閣經籍志／經書」二丁表～四十三丁裏（一～二十六番 十八番闕）

次「芸暉閣經籍志／史書」四十四丁表～六十一丁表（一～二十六番） 次「事類」六十二丁表～七十七丁裏（一～三十一番）

表紙題簽「書典名目 天」 表紙裏「唐壹番」の紙札挿入

第二冊 「芸暉閣經籍志／經書」一丁表～十一丁表（番號なし 以下同前） 次「史書」十二丁表～十九丁表 次「詩

文」二十丁表～四十丁表 次「雜書」四十二丁表～六十九丁表

次「芸暉閣經籍志／醫書」七十丁表～七十四丁表 次「雜書」七十五丁表～八十七丁裏 次「泰盛院様御讓本

／寫簡」八十八丁表～九十三丁裏 次「泰盛院様御讓本／舊庫」九十四丁表～九十八丁表 次「西域」九十九

丁表～百六丁裏 次「雜書／長櫃」百七丁表～百十六丁表

表紙題簽「書典名目 地」 表紙裏「和書上」の紙札挿入

第三冊 「芸暉閣經籍志／字書」一丁表～二十丁裏（一～十六番） 次「雜書」二十一丁表～三十八丁裏（一～十五番）

次「芸暉閣經籍志／詩文」三十九丁表～六十七丁裏（一～三十三番） 次「醫書」六十八丁表～七十四丁裏（一～六番） 次「兵書」七十五丁表～七十七丁表（一～三番） 次「道書」七十八丁表～七十九丁裏（一番） 次「佛書」八十丁表～八十一丁表（一番） 次「銀鈎書藪」八十二丁表～八十四丁表（無番） 次御遺物獻上書目 八十四丁裏 表紙題簽「書典名目 人」 表紙裏「唐三之卷」の紙札挿入
 末丁「春秋五傳 廿一冊 五倫書 三十冊／明史紀事 二十四冊 呂東萊十七史詳節 百廿冊／古今合璧事類 百一冊 古唐詩紀 百冊／右林家江御遺物／唐文粹刪 八冊／右者高傳寺江御遺物」

全三冊であるが、挿入された紙片によつて第一冊と第三冊が唐本である。このことは全書名の確認によつてほぼ間違いない。ただ第二冊に「和書上」の紙片が挿入されるについては、唐本の間に和書が挟まれる譯で不可解である。『經籍志』題簽に、それぞれ「天」「地」「人」とあるのは、『經籍志』がこの順で構成されていたことを示しており、これも疑問である。一方『經籍志』は『芸暉閣經籍志』の題署を第一冊より第三冊まで、各冊二カ所に掲げている。第一冊は「經書」全四十三丁冒頭、次に「史書」「書類」全三十四丁冒頭に掲げ、第二冊は「經書」「雜書」全六十九丁冒頭、次に「醫書」「雜書」「寫簡」「舊庫」「西域」「雜書長櫃」全四十七丁冒頭に掲げ、第三冊は「字書」「雜書」全三十八丁冒頭、次に「詩文」「醫書」「兵書」「道書」「佛書」「銀鈎書藪」全四十六丁冒頭に掲げる。

第二冊を省いて一冊から三冊に直結させれば、唐本第一卷は經書、第二卷は史書等（以上第一冊）、第三卷は字書等、第四卷は詩文等（以上第三冊）となり、首尾は一貫する。各冊の挿入紙片も、第一冊の「唐壹番」に第三冊の「唐三之卷」がそれぞれの冒頭の卷數に對應するとすれば解りやすい。また第二冊挿入紙片「和書上」を經書を冒頭とする部位にあて、「和書下」をその次の部位に想定すれば、唐本四卷、和書二卷の『經籍志』全容が整頓できそうである。恐らく本來の形はこのようであつたものが、製本の時點で混亂をきたしたものでないだろうか。

ただ和書部になお「經書」に代表される漢籍が収められている点については、これらが全て和刻本漢籍であると想定すれば、ほとんど問題とするに足りない。しかしここに収められる書籍は『和玉篇』や『鎌倉志』のようなあきらかに國書に分類されるものが多く、その他『忠經諺解』のような漢籍に邦人が手を加えた所謂準漢籍もあり、かなり混沌とした状態であるといわざるをえない。國書であつてもたとえば『古事記』のような漢文體のものであれば、漢文表記本を漢籍と呼稱する立場はありうるので、芸暉閣が本藩第三代鍋島綱茂の「觀頤莊記」に「漢庫」と記述されることと、「漢庫」の意味如何によつては矛盾はきたさなまいってよい。しかし、明らかに假名本であるにちがいない『戀之歌五十首』のようなものも含まれるのであれば、問題は多岐にわたりそうである。後考に俟ちたい。

『經籍志』の成立については、「校補」に明和・安永以後寛政三年以前とするのを「江戸目録」において「寶永から享保頃」と訂正しているのが妥当であるが、さらに限定すれば、綱茂遺物の林家への献上が寶永三年六月であるので、この書を記載しない『經籍志』の成立はそれ以後となる。一方芸暉閣を含む觀頤莊（綱茂造營の別墅）の廢止は第四代吉茂の時であるとする資料があり、吉茂は享保十五年没であるので、芸暉閣を銘打つ『經籍志』成立下限がおおむねその頃であるとするのは妥当な見解であろう。ただ資料によつては享保末年まで下りうるもの（前田葉庵『字義詳解』享保十七年・伊藤伊兵衛『地錦抄』享保十八年等）もあり、成立の下限を享保末年まで下げることとも可能と思われる。觀頤莊廢止における必然として書籍の聖堂への移動に關わつて、急遽編纂されたのが『經籍志』であつた可能性が高い。

編纂の性急さについては、『經籍志』の記述に混亂があることに窺われるほか、經書の番號十八番が闕落しているのもその一証であろう。『經籍志』を後補したものと見える『聖堂御藏書目録』も同番號を闕いているので、單なる誤記等によるものではなく、現物整理の番號自體に混亂が生じたものであろう。なおこれらの番號が函番であるか、棚番であるか、はたまた長櫃の番號であるか等は定かでないが、各番號に收藏される書籍冊數の多寡によれば、長櫃の可能性は高い。筆者の經驗からみてこうした當時の古書收納はおおむね縦長の木箱か、長櫃である。『經籍志』第二冊雜書部に「長櫃」との注記が

あるのも、その推測の根拠にはなろう。

なお、第二冊寫簡部および舊庫部にそれぞれ「泰盛院様御讓本」とあるのは、鍋島藩第二代鍋島勝茂からの讓渡本であることを示す。なおこれら以外に、醫書中の『摘玄治要集』『醫法明鑑』『日用食性』にも「泰盛院様御讓」との注記がある。これらはすべて「書本」で、寫簡はそれ自體が寫本であろうし、舊庫も三十三點中二十六點が「書本」もしくは「假名書本」を注記する。勝茂書寫本として貴重視されたのであろう。とすれば全ての讓渡本を一括すべきところであるが、醫書中に勝茂讓渡本を収めたのは醫書という特殊性によるものかもしれない。一方舊庫中にも『萬病解書』等四點の醫書があり、いささか不統一さを露呈しているともいえそうである。

「泰盛院様御讓本」は「寫簡」が四十七點、「舊庫」が三十三點、醫書の三點を加えて八十三點を數える。「寫簡」には戰國末期から江戸初期動亂の時代を経た人物としては軍記物や兵書がほとんどなく、一方で『月下詩集』『狂雲詩集』等の明らかな詩集九點、あるいは恐らく文集であろうかと思われる『流水集』『岷峨集』等の集物十七點があり、その他神道書・禪僧語録・作詩文關係や尺牘關係など、およそ風雅な嗜好を窺わせて興味深い。「舊庫」については、『義貞軍記』『黒田如水碑銘寫』など軍事・兵事に關わるであろう書名が散見するほか、『萬病解書』等四點の醫書があり、「寫簡」よりは無骨の氣が見える。にもかかわらず『戀之歌五十首』等がここに見えるのも一興であろう。戰國武士の文化志向としてこうした氣風がそもそもあったものか、あるいは鍋島氏特有の家風としてみるべきか、興味深い點ではある。藩祖鍋島直茂から小城藩祖元茂に明版漢籍類書『鼎鐫増補攷正註釋書言故事紀林』が讓渡された事例があるが、こうした書籍のやりとりについても、鍋島藩領中あるいは領外での他の事例をみる必要がある。

二 唐本部における分類について

本稿では漢籍の受容について考察することが目的であるため、和書の混在する第二冊はひとまず置いて、唐本部に限ってその分類法について検討する。

唐本部の分類は、

第一冊 經書三百四十三點（含む『通志堂經解』子目）・史書百三十八點・事類百二十七點

第三冊 字書百五十三點・雜書百三十三點（叢書子目含まず）・詩文百九十四點・醫書五十四點・兵書十八點・道書十

三點・佛書八點・銀鈎書數十六點

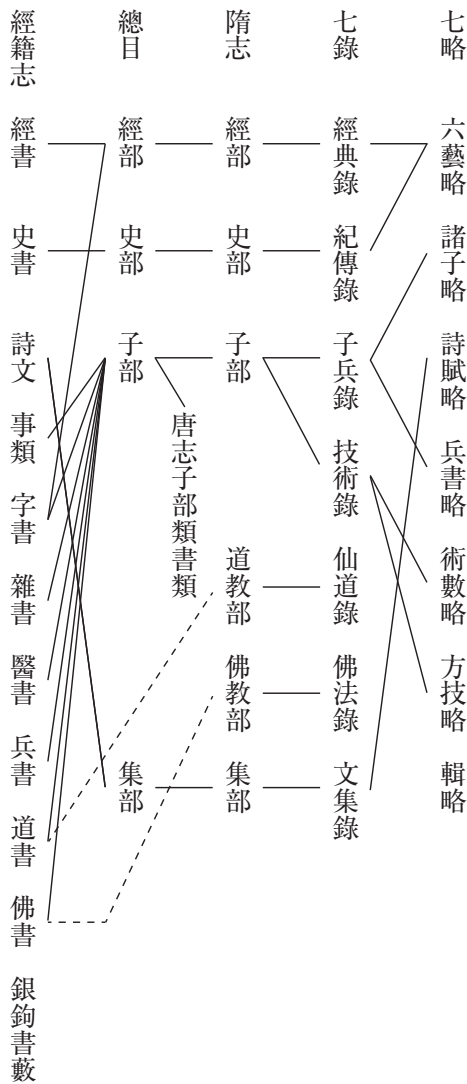
となる。このうち經書・史書・詩文は、四部分類の經部・史部・集部に該當するが、子部は部立てされずそのかわり、事類・字書・雜書・醫書・兵書・道書・佛書が別に部立てされている。このような分類が四部分類を想定したうえでなのか、あるいは全く独自の見解によつて構想されたものであるのかについては、まず既成の書目類との比較によつてある程度の見通しを得たいと考える。なお『經籍志』においては「部」という語は使用されないが、部・類・屬の分類次元に従えば各項目は部に相當する。

經書・史書・詩文については、いかなる漢籍がそこに配當されるかは別として、部目の名稱としては明晰である。つまり漢籍目録の基本構造である四部分類の三部、經部・史部・集部にそれぞれが該當することに動搖はないと思われる。ただ集部を詩文と呼稱する前例は聞かず、劉歆『七略』の詩賦略、王儉『今書七志』の文翰志、阮孝緒『七錄』の文集錄などがやや近いが、それらを考慮に入れて「詩文」と命名したとする根據としては薄弱である。そこに集積される漢籍の實態に則しての命名としておきたい。現集部との内容の異同については、經書・史書とあわせて後に検討する予定である。

事類・字書・雜書・醫書・兵書・道書・佛書の名稱については、事類は『宋史』藝文志（以下『宋志』）子部に類事類があるのが近いが、これは他の目録における類書類に該當する。類書類の成立は『新唐書』藝文志に始まる。字書は文字に關わる漢籍との意圖であろうが、字書を小學類の屬目として訓古・音韻と並記したのは『四庫全書總目』（以下略稱『總目』）に始

まる。ただここであるという字書がそうした属目としてではなく、部目としてあることを注視する必要がある。このことは必然として字書の内容を拡大することとなる。拡大の範囲の認定は後考に俟ちたい。雑書という部目は嘗てなく、子部中に雑書類があつて來歴は『七略』諸子略の雑家にまで遡る。ただ『經籍志』の雑書がそれに該当するものであるかについては、項目中の漢籍の實態調査が必然である。醫書および兵書の部立ては『七略』の方技略・兵書略に始まり、技術的部目として六藝・諸子・詩賦に對置されるが、現今の四部分類では子部の一類としての位置付けとなる。『經籍志』ではこれらが經書・史書・詩文と並置されるのは『七略』の部立てに近い。道書・佛書の部立ては『七錄』の仙道錄・佛法錄、『隋書』經籍志の道教部・佛教部の部立てに該當するが、現今四部分類ではいずれも子部の道家類・釋家類としての位置付けである。銀鈎書數は篆刻關係漢籍を特化して、一部にまとめたもので何らか特別の事情によるのであろう。

以上のことを圖示すると左圖のようにならう。(經籍志は本來總目の前にあるが、ここでは比較の便誼上末尾に置いてある)



これらを總括すると、『經籍志』で子部が消滅しているものの、それに該當する部目は儒家類を除いて事類以下の七部と

して獨立しているとみることも可能であろう。そうした實態がいかなる理由によるものであるのか、また何らかの意圖に基づくものなのか、各部に配當される漢籍を具體的に検討することで、『經籍志』における分類の實態に迫りたいと思う。

なお『總目』の完成は乾隆四十七年とされ、我が國の天明二年に當たり、當然のこと、『總目』の名は『經籍志』中にはみえず、『經籍志』編纂の下限を極力引き下げたとしても、『總目』を参考する手立ては無かつたと思われる。同様に『明史』は乾隆四年の完成で、我が國の元文四年に當たる。『經籍志』の成立の想定される享保末年に近いが、なお舶載に至る推定時間をも考慮すれば、これを参考することは物理的に無理の可能性が高い。因みに『經籍志』には『明史』の記載も無い。

三 各項目における漢籍（經書）について

まず經書について、第一冊冒頭に「芸暉閣經籍志」と題し、次行に「經書」として第三行から書名を列記する。冒頭一番から三番までは『通志堂經解』ほぼ全部を掲げるが、子目の順序は混亂している。なかでも唐本四書類については、經解本を除いても八十五點を數え、加賀前田氏の支藩大聖寺藩舊藏本における唐本四書類約九十點に迫る量を持つ點、特筆に値しよう。大聖寺本と重複するものが十二點であれば、百六十三點の四書文獻が舶載されたことになる。文政初期鈔本である『林家書目』（内閣文庫藏）中の四書類漢籍が、和刻本を含めて百四十八點であることを考えれば、唐本四書文獻への地方大名の關心の高さが推量されるのである。これは四書類に限らず漢籍全般への關心として、鍋島本藩收集漢籍千二百七十九點という成果となって現れる。そのことは各部に配當された漢籍への認識を検討する資料の多さという利點ともなり、本稿における以下の検討に量的信頼度を高める結果ともなる。全三百六十五點

以下、『經籍志』經書において本來經部に分類される漢籍以外の漢籍を、四部分類別に抽出すると以下のようになる。

編入書詳細

- 史部雜史類 『國語』『國語・戰國策』『國語旁訓』『國語文版』五點
- 史部詔令奏議類 『朱子奏議』一點
- 史部傳記類 『春秋列傳』『孔子闕里志』『闕里書』『闕里廣志』『孔聖全書』『孔門傳道錄』『聖學宗傳』
- 史部地理類 『朱文公年譜』『朱子實記』『周濂溪志』十點
- 『考亭志』一點
- 史部政書類 『頤宮禮樂疏』二部二點
- 史部史評類 『讀書鏡』一點
- 子部儒家類 『性理大全彙要』『大學衍義補纂要』『大學衍義』『大學衍義補』『性理節要』『聖學心法』『小學存是詳註』『孝經・忠經』『孝經衍義』『性理大全』三部『孔子家語』『儒宗理要』
- 『性理諸家解』『朱子語畧』『性理大全標題捷覽』『近思錄』『聖學十圖』『太極圖說論』
- 『教家要畧』『五子懼承錄』『性理彙編』二十三點
- 子部醫家類 『性命圭旨（此書當入道書）』『性命圭旨定本（同）』二點
- 子部術數類 『易林』『易冒（此書當入雜考）』二點
- 子部雜家類 『養正圖解』二部『時習新知』『理學就正言』『千一疏』五點
- 集部別集類 『朱子大全私鈔』『朱子大全』『龜山先生集』『陸象山集』『吳臨川集』『豫章文集』
- 『眞西山全集』『陽明先生全書』『蔡虛齋集』『尹和靖文集』『司馬文正公集』『朱子遺書』十二點

となる。次にこれらを四部分類における位置付けと、『經籍志』における位置付けの關係性について検討してみたい。

史部雜史類はすべて『國語』に關連している。『戰國策』のみは別であるが、『國語』と合本のため一項目として記述されたものであろう。『國語』は春秋時代列國の記録を集成した形を取り、『春秋』と重なる文献として、『春秋外傳』の別稱を持つ。その點が『經籍志』で經部に配列された根據であらう。以下『國語旁訓』『國語文版』いずれも同一の扱いである。ただ四部分類で『國語』が經書として扱われないのは、『春秋』の持つ微言大義といった極めて思想性の高い要素を『國語』が持たず、『春秋外傳』の呼稱も輕率なものとの判斷によるのであろう。『四庫全書提要』（以下『提要』）國語に「附之於經、於義未允」という所以である。

史部詔令奏議類は『朱子奏議』一書で、内閣に『重鈔文公先生奏議』明朱吾弼編とあるものであろう。詔令奏議類の設定は『直齋書錄解題』『文獻通考』經籍考などにみえるが、いずれも集部に屬する。史部に入るのは『總目』からである。これを經部に配置するのは、朱子という人物の評価に關わると思われるが、そのことは史部傳記類や子部儒家類、さらには集部別集類などにみえる宋學關係書全體を巻き込んで鮮明に現れる事例である。

史部傳記類は評價が複數に分かれるようである。『春秋列傳』明劉節編は思想書としての『春秋』ではなく、春秋時代の人物傳に重心を置いたものというべきで、これを經書とするのは書名の關連からであらう。『孔子闕里志』明孔貞叢撰か、『闕里書』明沈朝陽撰・『闕里廣志』清宋際等編・『孔聖全書』明蔡復賞撰・『孔門傳道錄』明張朝瑞撰は、孔子その人に關わる傳記資料である。『聖學宗傳』明周汝登編は、『提要』に「合儒釋而會通之」といい、また伏羲から朱子系陸九淵系までの正系を圖示し、儒學全體にわたる學系に關わる書であるという。『朱文公年譜』明李默編は内閣二冊本が冊數として該當し、『朱子實記』明戴銑撰いずれも朱子の事跡に關わる文献である。『周濂溪志』は『經籍志』に「明北地李楨纂」とあるので『提要』の李楨撰『濂溪志』のことである。「雖以濂溪爲名、列乎地志、實則述周子之事實」という。宋學全般への評價に關わる事例である。

史部地理類は『考亭志』明朱世澤撰の一書である。考亭は福建建陽の別稱で、嘗て朱子が此處に居り考亭を別號としたこ

とに關わる。

史部政書類は『頓宮禮樂疏』明李之藻撰の一書である。頓宮は諸侯の學宮を指し、當所での諸禮を述べて『大明會典』の闕を補するものという。史部政書に配される所以である。『經籍志』が經書に入れるのは禮樂という名稱によるものである。

史部史評類は『讀書鏡』明陳繼儒撰の一書である。『提要』に古今の人物事跡を擧げて「使學者得以古證今、通達世事」という。「鏡」というのは「通鑑」同様歴史を鏡とみる發想である。

子部儒家類はもつとも部數多く、數種の特性に區分できよう。『孔子家語』は闕里關係文獻と同質の孔子尊崇の意圖による經部配當であろう。

『性理大全』明胡廣等奉勅撰三部『性理大全彙要』編者不明『性理諸家解』『性理節要』『性理彙編』明費余懷編、以上八點は宋學の本筋ともいえる性理學に特化したもの、『大學衍義』宋眞德秀撰・『大學衍義補』明丘濬撰・『大學衍義補纂要』明徐枋編は、『大學』の名を冠して綱目を立て、經史先儒の論を引いて撰者の思想倫理を開陳したもの、あるいはその不足の部分を増補したものであり、『孝經衍義』清葉方藹等奉勅撰は、『提要』に『大學衍義』に倣って「孝治之淵源、聖功之繼述、樞要具在」したものである。經學文獻の名を冠するもその註釋ではなく、そこに儒學總括の論を展開する故に、本來經部ではなく子部儒家類に配されたものである。『經籍志』では、その書名を重んじて經部に配したのであろう。

『小學存是詳註』明陳選撰は、初學者のための倫理教育の手引き書であり、經部類目の名との關連によって經部小學類に配當させたものと思われ、初學者むけの啓蒙的性格を持つ文獻を、本來は文字學中心の經部小學類に配する結果を招來した。讀者に初學者を想定する意味では、『孝經』の内容とも連携しうるとの判斷も可能であろう。『忠經』は、『提要』に『孝經』になぞらえて編輯されたもので、忠孝思想の發展に關わって成立したものと想定されている。『經籍志』では『小學

存是詳註』『孝經』『忠經』の三書を一項目に入れており、啓蒙的三書合冊本といえよう。尊經閣に『孝經忠經存是詳註』がある。

『聖學心法』明成祖撰は、『提要』に君臣父子の道を経史子集から抜粹して説いたものといい、『教家要畧』明姚儒編は啓蒙書として家訓や勸善書等から抜粹した類いの文献であろう。『提要』子部雜家に同系と思われる『教家類纂』がある。

『儒宗理要』清張能麟撰は、宋の五子（周敦頤・張載・程顥・程頤・朱熹）の著述を分類編輯したもので、『提要』に「別無發明」という。『五子懼承錄』清黃馨原撰は前書同様五子の著述を選択して編輯したものであるが、金谿・姚江・釋氏の學についても附録する。『聖學十圖』朝鮮李滉撰は、宋學の命題を李滉が圖示して解説したもので、これらは全て宋學関連文献である。

『朱子語畧』『近思錄』の二書は言うまでも無く朱熹の文献である。

『太極圖説論』清王嗣槐撰は、天道・人道を老子説を引いて説くもので、純粹の宋學ではないが、周敦頤『太極圖』に關連して記録される。

子部醫家類の『性命圭旨』宋尹清和撰・『性命圭旨定本』明誰醒撰は、いずれも『經籍志』に「此書當入道書」と書き入れがあり、經書扱いではない。にもかかわらずここに記録されたままであるのは、訂正する余裕の無かったことを思わせるのである。ただ當初經部に配置した理由としては、「性命」の語に宋學的風氣を意識したものかもしれないが、推測に過ぎるであろうか。（なお『經籍志』道書に『性命圭旨全書』がある）

子部術數類は『易林』漢焦贛撰・『易冒』清程良玉撰の二點である。いずれも『周易』とは異なる占術書であり、經部には該當しない。『易冒』には「此書當入雜考」の書き入れがあるものの、未訂正である。

子部雜家類『養正圖解』明焦竑撰二部は、焦氏が皇子講官の時、善言德行を諸書から採録して絵圖を付して説いたもので、教育書である。『時習新知』明郝敬撰は、朱子學の格物窮理を非とし、他の宋學派も列擧して批判する。陽明學系の書

とするべきであろう。『理學就正言』清祝文彦撰は、儒道同源とし孔老を合體せしめようとする。本書を經學に配置するについては、「理學」の語に判断の基準を置くかもしれないが、違和感はある。『千一疏』明程涓撰は、全書を化理・輿地・學詮等二十二項目に分け、各項ごとに説明を加えたもので、特に經學關係を特徴付ける素因は見いだしにくい。雜家類こそふさわしいが、各項目の説明が懇切で初學者のために効果ありとするにしても、經書に配當するのはこじつけのようにも思われる。なお本書は記述に「狂虜」「戎虜」等の蔑稱がみられ、全燬書と認定されたものである。

集部別集類は全十二點である。『朱子大全私鈔』・『朱子大全』・『朱子遺書』三書全宋朱熹撰・『龜山先生集』宋楊時撰・『陸象山集』宋陸九淵撰・『尹和靖文集』宋尹焞撰・『司馬文正公集』宋司馬光撰・『眞西山全集』宋眞德秀撰・『豫章文集』宋羅從彦撰、ここまですが宋代の名人文集であるが、特に所謂宋學に關わる人物としては、楊時が二程に師事し、尹焞は伊川に私淑し、羅從彦は楊時に事え、眞德秀は程朱學を墨守したことが挙げられよう。陸九淵は朱熹とは相對して異説あり、司馬光は朱子との特別の關係はない。元明の文獻は以下の三點である。このうち『吳臨川集』は朱陸の學を治めたといわれる元吳澄の撰、『蔡虛齋集』は濂洛關閩の學を極めたとされる明蔡清の撰である。ここまですがおおむね宋學（やや異質な人物も含まれるが）關係の名人である。『陽明先生全書』明王守仁撰は陽明學文獻で、宋學とは相對するものである。ただ『經籍志』の記述において、宋學以外の思想系統を拒絶しない點いかにも獨特な態度であることを指摘しておきたい。

以下にこれまで検討した各書の傾向別の一覽を示しておく。*は二分野に渉るもの

經書との直接的關係

經書の内容との關連

『國語』 『國語・戰國策』 『國語旁訓』 『國語文版』

經書の名稱との類似

『春秋列傳』 『頓宮禮樂疏』 『易林』 『易冒』 『大學衍義』 『大學衍義補』 『大學衍義補纂要』 『孝經衍義』
經部類目の名稱との類似

『小學存是詳註』 *

孔子尊崇の立場

『孔子闕里志』 『闕里書』 『闕里廣志』 『孔聖全書』 『孔門傳道錄』 『聖學宗傳』 『孔子家語』

朱熹尊崇の立場

『朱子奏議』 『朱文公年譜』 『朱子實記』 『考亭志』 『朱子語畧』 『近思錄』 『朱子大全私鈔』 『朱子大全』
『朱子遺書』

宋學尊崇の立場

性理學關係

『性理大全』 『性理節要』 『性理大全彙要』 『性理諸家解』 『性理大全標題捷覽』 『性理彙編』

性理名稱類似書

『理學就正言』 * 『性命圭旨』 『性命圭旨定本』

宋學一般

『儒宗理要』 『聖學十圖』 『五子懼承錄』

宋學人物および繼承人物

『周濂溪志』 『龜山先生集』 『豫章文集』 『尹和靖文集』 『眞西山全集』 『司馬文正公集』 『吳臨川集』 『蔡虛齋集』

宋學批判派・儒學別派

『陸象山集』『陽明先生全書』『太極圖說論』『時習新知』『理學就正言』*

儒學一般

教育書或いは勸善書系 その他

『聖學心法』『教家要畧』『養正圖解』『小學存是詳註』*

人物批評

『讀書鏡』

雜學

『千一疏』

四 各項目における漢籍（史書）について

第一冊四十四丁表三行～六十一丁表三行は史書である。

冒頭一番～七番は正史『十七史（崇禎版汲古閣本）』『二十一史（明南監本）』の二種、これ以降は以下に示す十點以外はすべて史部書で、類目としては編年・紀事本末・別史・史鈔・傳記・政書・詔令奏議・雜史・地理・史評・職官にわたる。詔令奏議や紀事本末等の類目も取られている點、注目に値しよう。奏議關係文獻が史部に類立てされるのは『總目』からで、『遂初堂書目』章奏類・『直齋書錄解題』詔令類および奏議類・『文獻通考』章奏類はすべて集部の類立てであり、『明史』藝文志（以下『明志』）にいたっては類立てそのものがなく、集部別集類および總集類に混在しているのである。紀事本末類は『總目』史部において創始された類目であり、『明志』においては正史類通史の屬に配當されている。通史は『資治通鑑』のような歴代の編年史や、明代以前の史書を想定しており、馮琦『宋史紀事本末』や陳邦瞻『元史紀事本末』などは、それぞれ

れ過去の國號を掲げていることから通史の屬に配當されたものであろう。

すでに触れたように、『經籍志』が『總目』を参考していないことはほぼ確實であるので、なかでも總義類を史書に配當したについては『經籍志』編者の見識によるといつてよさそうである。因みに『經籍志』には『明史』の記載もなく、『明志』を参考することもなかったものと思われる。なお史書においては、經書に較べて他の部目が混入する割合が極めて低いことも注目に値する。全百三十八點

史書に配當される史部以外の文獻を抽出すると以下のようなになる。()は『提要』にない類立て 以下同

編入書詳細

子部儒家類 『劉向說苑』 『鹽鐵論』 『經世大訓』 『古今女範』 四點

子部雜家類 『天祿閣寓言外史』 『漢魏別解』 二點

子部類書類 『經濟類編』 一點

(集部戲曲小説類) 『三國志演義』 二點

集部總集類 『古今女史』 一點

子部儒家類については、『劉向說苑』漢劉向撰は先哲賢人の逸話を集めたもの、『鹽鐵論』漢桓寬撰は、漢代鹽鐵の政策に關連した儒教倫理にもとづく論說である。いずれも史的記述を含む故に史書に配するのであるが、兩書とも『漢書』藝文志において既に儒家に配當されている。『經世大訓』明余祐編は、人主・宗室から學校・科擧・賦税・財用・刑罰・兵制に至る經世に關わる論說を、おおむね『朱子文集』『朱子語類』から引用したものである。類書的な形式でもあり、初學衆人に便ならんとしたものというものの、『總目』分類の政書類に近い内容であるともいえよう。『古今女範』明黃希周等撰は、

聖后・母儀・孝女・賢女・辯女・文女・貞女・烈女に分類し、それぞれ挿圖一葉を加えて女性の模範を解説したものである。古今の女性を取り上げる點、儒教倫理を意識した女性史ともいえる内容である。

子部雜家類については、『天祿閣寓言外史』漢黃憲撰は『提要』に明人王逢年の偽託書で、『左傳』『國語』『史記』等に文を混入して郡學において誦習せしめたとある『天祿閣外史』のことである。『史記』は無論のこと、『左傳』『國語』は『經籍志』ではいずれも經部に配當されるものの、本文は編年體史書の體裁をとるものである。『漢魏別解』明黃澍等編は同じく『提要』に『吳越春秋』を始めとして六朝諸家文集から採録するものの、「一概濫收、殊失鑒別」といい『天祿閣外史』を同様の一例として掲げる。兩書ともに史部文獻を内容に含む故の配當と思われるが、各書それぞれ體裁は疑問の殘る文獻である。

子部類書類に配當される『經濟類編』明馮琦撰は、帝王・政治・財賦・刑法等政治經濟關係の類目を設け、各類目下に君道・君德・帝號（帝王類）等の項目を置き、各種文獻からの關連記述を配する。この形式はいうまでもなく類書の體裁であるが、これを史書に配當したのは、そこに列擧される類目が政書類に近似する内容であることを意識したものであろう。ただ本書には禮儀・樂といった經學分野、武功・邊塞といった兵學分野、天・地・人倫・道術その他の一般的類目も付随しており、類書の性格が主となって史書としての性格は薄い。

集部戲曲小説類は、『三國志演義』明羅本撰を二點配當する。これについては本書が通俗小説であるにもかかわらず、『三國志』という正史文獻との共有する名稱に引かれてのことであるにちがいない。

集部總集類の『古今女史』明趙世杰編は、賦・文・序・傳等三十一種の文體を掲げて、それぞれに古今の女性の著作を配當する。さらに別編として詩集があり、これも詩體によつて著作を載せる形式である。文字で書かれたものを全て史とするような思想性がここで作用しているとは考えにくく、書名に附された「史」に引かれたものであろう。

『劉向說苑』『鹽鐵論』は、おそらくその思想性によって儒家類に配當されたものであろう。これを史書に配するについては、倫理・思想よりも事實を重んじる發想によるのかもしれない。『經世大訓』『經濟類編』は類書に近い記述法によるものであるが、一方内容は政書類に似る。なかでも『經濟類編』は『提要』も類書類に配當しており、政書的性格は薄いのであるが、『經籍志』は史書に配當する。歴史制度を重視することの表れであろうか。その他「史」を標するもの、正史の名を冠するもの、記述自體が史書性格を帶するもの等は、そのみを史書への配當の根據とするのは輕率であろう。

五 各項目における漢籍（書類）について

第一冊六十二丁表二行〜七十七丁裏一行は書類である。

書類は類書を基本とする。類書の名は『新唐書』藝文志に見えるが、『宋志』子部に類書の呼稱があつて本書に近い。類書の發祥は晉の『中經新簿』丙部（史部）にみえる「皇覽」がそれであるとされ、唐代には『藝文類聚』『白孔六帖』等典古を類集したものが既に有り、その種の類書は『太平御覽』一千卷において極盛に至る。その後百科全書的なもの、あるいは日用の便覧のようなものも含まれるようになり、多様な事項を分類して集成したものととしての性格付けが定着する。

『宋志』にみえる『故事類要』の書名が書類の内容を自ずと説明しているようである。

『新唐書』藝文志書類に玄宗『事類』・白居易『白氏經史事類』があり、『宋志』書類には邊崖『類事』のほか吳淑『事類賦』などがある。ただ『宋志』では實際に類書を銘打つもの一點に對し、書類を銘打つものは八點に及び、書類の名稱が優勢であることが分かる。『經籍志』が「書類」という稱呼を用いた理由は不明だが、典古集のみならず百科全書あるいは便覧的な書籍も含めて、事實や行事等の「事」を強調した結果の可能性が高い。またその傾向が他類の混入の積極的な肯定の根據となる可能性も指摘できよう。全百二十七點

事類に配當される類書以外の文献を抽出すると膨大な量となるので、各題目ごとに約半数を摘録すると以下のようになる。点数は各類における総数である。(一点・二点は全て、三点は二点、四点以上は半数を掲げる)

編入書詳細

- | | |
|-----------|---|
| 經部禮類 | 『月令明義』 一點 |
| 經部春秋類 | 『呂東萊博議』 一點 |
| 史部別史類 | 『李氏藏書』 『名山藏』 二點 |
| 史部史鈔類 | 『唐荆川左編』 『漢雋』 等四點 |
| 史部傳記類 | 『獻徵錄』 『古今萬姓統譜』 等四點 |
| 史部地理類 | 『大明一統志』 『方輿勝覽』 『陝西通志』 等六點 |
| 史部時令類 | 『月令廣義』 二點 |
| 史部職官類 | 『大唐六典』 一點 |
| 子部農家類 | 『農政全書』 二點 |
| 子部雜家類 | 『聞雁齋筆談』 『遵生八牋』 『人鏡陽州』 『瑯琊代醉』 『百家類纂』 等十點 |
| 子部小説家類 | 『太平廣記』 『世說新語』 『虞初志』 等五點 |
| 集部別集類 | 『文與可丹淵集』 一點 |
| 集部總集類 | 『中原文獻』 『文翰類選大成』 二點 |
| 集部詞曲類 | 『元人雜劇百種』 一點 |
| (集部戲曲小説類) | 『綴白裘廣集』 『紫釵記』 二點 |

（集部尺牘類） 『尺牘雅言初編新編』 『啓雋類函』 二點

經部禮類『月令明義』明黃道周撰は黃氏『禮記』注五篇のうちの一で、月令篇を解説したものであるから當然經部に配當すべきものである。『經籍志』がこれを事類に載せるについては、史部時令類に載せる『月令廣義』明馮應京撰との関係によるのであろう。『月令廣義』は『呂氏春秋』十二紀に代表される月令の書式を踏まえたもので、當然記述は十二に區分されるのである。項目別に分類記述する方法に類書との相似性を認識したといえようか。

經部春秋類『呂東萊博議』は、撰者呂祖謙が『左傳』から摘出した紀事を評論したものであるが、それぞれに題目を附して得失を述べているが分類はなく、事類への配當には疑問がある。

史部別史類について、『李氏藏書』明李贄撰は「可自怡、不可示人」を書名の由來とし、孔子批判等世情の價値を否定する過激な文獻として著名である。冒頭「遺史世紀」でいえば、各卷前に總論を置き、項目として「九國分爭」「混一諸侯」等を立て、さらに小題として「東周」「西周」等を立て、さらにそれぞれに著者の論説が加えられている。これが類書に近しいと言えはいえるかもしれないが、史評類にも該當しそうな内容である。『名山藏』明何喬遠編は、明代の人物について、典謨記・坤則記・開聖記・繼體記等三十七記に區分して記述するものである。『藏書』における形式に類する部分もなしとしないが、この點は漢籍分類における形態か内容かの論議にも關わる問題點であらう。

史部史鈔類の『唐荊川左編』明唐順之編は、自序に「左編者爲治法而纂也」という。君・相・名臣・謀臣・將等二十六の項目に分けて、そこに人名を配して論説する。『漢雋』宋林越撰は、『提要』に「取漢書古雅之字、分類排纂爲五十篇」としたとある。分類排纂することは類書の特徴でもあり、また延祐中袁桷の跋に本書を評して「蓋爲習宏博便利」とあるのは、正に本書の利點が事類の目的と重なることを述べたものであるといつて良い。

史部傳記類について、『獻徵錄』明焦竑撰は、明代名人の事跡を宗室から各官まで分類して記述したもので、該博ではあ

るが疎略でもあると『提要』にいう。『君臣相遇傳』撰者未詳については、『提要』に宋の韓琦の事跡を載せたもので、家傳・別錄・遺事等の類別に則して記述されるという。兩書ともに部類を立てて記述された點に、類書との相關を認めたものであろう。

史部地理類『大明一統志』明李賢等奉勅撰は、京師から外夷まで行政區分に従って、沿革・山川・土産・學校・陵墓・名人略傳等を記す。基本的に地誌・方志の記述である。『方輿勝覽』宋祝穆撰は、全國を十七路に分けて沿革・田賦・戸口等を載せるが、『提要』に「名爲地記、實則類書也」というのは、「雖無裨於掌故、有益於文章」というその記述法によるのである。『陝西通志』清劉於義等編も地誌である。全百卷を三十二類に分類記述されたものである。

史部時令類、月令は十二ヶ月の天候や政令について記すもので、『月令廣義』明馮應京撰も同様である。

史部職官類は『大唐六典』唐玄宗勅撰の一書である。『周禮』に倣って唐代官職を三師・三公・三省等に分け、それぞれの職掌、品階等を述べたものである。本来なら政書類にちかいが、事類は事實を分類するものとすれば、本書も類書として扱うべきかも知れない。

子部農家類は『農政全書』明徐光啓撰である。『提要』に「總括農家諸書、裒爲一集」とあり、農本・田制・農事・水利等に分けて記述は詳細完備したものという。

子部雜家類について、『聞雁齋筆談』明張大復撰は、『提要』に蘇軾の『志林』に倣ったもので、「多似古人雜帖短跋之格」という。小題を附して隨時記述するものらしいが、類別引証等はない。『遵生八牋』明高濂撰は、全十九卷を清修妙論・四時調攝・起居安樂等の八目に分ち、道教隱逸に關わる内容という。『人鏡陽州』明汪廷訥撰は、全編を忠・孝・義・節の四部に分ち、それぞれに「勲猷」「戰伐」等の類目を置き、人名と挿圖を配置して典籍籍から挿話を載せる。部類立てがある點類書に近い形態といえよう。『瑯琊代醉』明張鼎思編は『提要』に諸史百家の文を雜鈔したものという。各卷項目を設けて論説がある。明瞭な類立てはないがやや近似する項目を集める傾向はみえる。『百家類纂』明沈津撰は『提要』に

周秦から明に至る諸子を集めるといふものの、編輯形式等についてははっきりしない。

子部小説家類について、『太平廣記』宋李昉等奉勅編は神仙・道術・異人等約九十部に分類して古來の逸聞瑣事を集めたもので、同じく李昉による『太平御覽』編纂と類するところがある。『世說新語』劉宋劉義慶撰は後漢から東晉にいたる逸事を德行・言語・政事等三十八門に分類して集成したものであり、『虞初志』明闕名編は明代成立の異聞集成本でおおむね唐代傳奇を全八巻に纏めている。分門は不明であるが、前記兩書の内容と近く、それをもって事類に配當したものか。

集部別集類は『文與可丹淵集』宋文同撰の一書である。丹淵は著者文同の號で、全體はジャンル別に構成され、韻文は詞賦・樂府雜詠・詩等五種、散文は文・墓誌・表・記等九種に分類されて作品が配置される。こうした體裁は、一般の集部別集でも採用される形式で、類書との判斷には躊躇するものがある。

集部總集類について、『中原文獻』題明焦竑撰は、『提要』に經史子集の四集に分けて編輯されたものとあり、『文翰類選大成』明李伯璵等編は、『提要』に明および以前の詩を體を分けて編次したものという。

集部詞曲類は『元人雜劇百種』の一書である。『元曲選』十集百巻のことか。とすれば分門類集のことは不明である。

集部戲曲小説類 『綴白裘廣集』清錢德蒼編は、各編に四字の區分(たとえば初編では「風」「調」「雨」「順」)があつて、それぞれに曲名をあげて該當部分を抜粹しているようである。勸善懲惡を旨とするようであるが、實見文獻は『新訂時調崑腔綴白裘』といい、『經籍志』本と同本であるとは斷定できない。『紫釵記』明湯顯祖撰は各章の題辭を掲げるが、これは通俗小説に多く見られる形式である。いずれにせよ、この種の文獻は扱いが困難である。

集部尺牘類は『尺牘雅言初編新編』撰人未詳・『啓雋類函』明俞安期撰の二書で、前書の内容は未詳、後書は書簡の事例を集めたものであるが、諸王部・宰相部・官僚部・翰林部等二十八部を立て、東漢魏晉の舊と唐宋以下の新に二分し、まず職官の解説を載せ、各部に配當される人物の書簡を掲載する。分類された事例集であるところに類書らしさがあるといえよう。

以上全般にわたって考慮しうる事類共有の特質としては、内容に分類がなされ、各類ごとに事例や文例が引かれることであるといえよう。ただそうした體裁は必ずしも類書に限定されたものではない。たとえば『文與可丹淵集』は所謂集部別集類を構成する多くの文獻と同様に、ジャンル別の分類による全體構成がなされているのである。類書と政書の類似点においてもそうした傾向は見いだされるが、『方輿勝覽』における『提要』の指摘に、名目は地理であるが實態は類書であるとし、國家の制度には裨することがないが、文章には益することがあるという、そこに類書の持つ特質が表れているように思われるのである。また『漢雋』の『提要』に、袁桷の跋「蓋爲習宏博便利」を引くのは、類書のもつ廣い見識を養う効果をあげているのであろう。ただこれらの特質を類書選定の基準とするとき、判断に振幅をもたらず曖昧さは否定できず、それが事類を項目とする『經籍志』においても顯著に表れることとなったといえよう。

六 各項目における漢籍（字書）について

第三册一丁表三行〜二十丁裏四行は字書である。

字書は文字學關係書を中心とするものであろうが、このくくりで見れば、子部藝術類の書の屬、經部小學類の字書や韻書の屬等が配當されるのも首肯される。『宋志』雜藝術類には畫・射・棋・馬等があつて書はないが、經部小學類には『説文』『爾雅』等の訓古字書が著録され、一方では庾肩吾『書品』や顏真卿『筆法』を著録すると同時に、金石關係の歐陽脩『集古錄跋尾』や呂大臨『考古圖』等に關わつて羅點『清勤堂法帖』黃伯思『法帖刊誤』等の法帖の類も含まれる。

『明志』に至つて小學類から藝術書關係文獻が消え、楊慎『書品』や周英『書纂』等は藝術類に含まれることとなった。一方藝術類には醫學書をも含む點、藝に對する技術としての認識の表れであらう。『經籍志』では、經部小學類六十九點、

子部藝術類が法帖三十六點を含んで五十九點、量的にはほぼ拮抗しており、『宋志』小學類の方向性に近い。この傾向は『新唐書』まで遡及が可能で、六朝期に書畫名品の出現あつて、畫は藝術認識が許容されても、書についてはなお經學への傾斜が強かつたものと思われる。『經籍志』本はその傾向を繼承しているものといえよう。全百六十四點

經部小學類と子部藝術類を除く他類文獻を抽出すると以下の十三點となり、量的には史書について少ない。

編入書詳細

史部傳記類 『歷代君臣圖像』 一點

史部職官類 『官制備考』 二點

子部儒家類 『性理字義』 一點

子部類書類 『五車韻瑞』 『韻府羣玉定本』 『增補雜字大全』 『增補韻府羣玉』 『韻府羣玉』 『雜字通考』

『姓氏譜纂』 『尚友錄』 八點

史部傳記類は『歷代君臣圖像』一書であるが、『提要』にも内閣目にもみえず、『和刻本漢籍分類目錄』傳記類總錄に明張洪撰として著録される。原本は筆者も實見したが字書に配當される根拠を見いだすことは困難である。

史部職官類も『官制備考』題明李日華撰の一書である。『提要』に明代の官制から歴代の沿革に遡及するものという。この書においても字書配當には疑問がある。全二卷の内上卷は宗藩から京衛武學まで、官制・官職・三十一種を項目として掲げ、下卷は布政司から土官まで十七種を載せる。

子部儒家類も『性理字義』宋陳淳撰の一書である。『經籍志』では「和板」の書き入れがあるので寛永版か寛文版、あるいはそれらの後印本であろう。宋學に基づく用語用字に因んだ論説である。書名の「字義」に促されての字書配當であろう

が、実際に字書としての體裁に通じる部分もあって、『歷代君臣圖像』『官制備考』に較べれば、よほど字書に近いといえよう。

子部類書類については、『韻府羣玉定本』『韻府羣玉』『増補韻府羣玉』三書共元陰時夫編陰中夫注、『五車韻瑞』明凌稚隆編はいずれも音韻關係の字書、『雜字通考』『増補雜字大全』の二書は撰人未詳で『提要』にも未見であるが、内閣類書類にみえる『雜字大全』『通考雜字』等に近似するものであろう。「雜字」を銘打つもので、字書に配當することは可能に思われる。『尚友錄』明寥用賢編『姓氏譜纂』題明李日華撰の兩書は姓氏關係の類書で、『尚友錄』について『提要』は「蒐採古人事實、以韻爲綱、以姓爲目」という。一字姓や復姓を見出しとして時代・官職・籍貫を記し、略傳をそえるものも多い。『萬姓統譜』に倣って姓の文字の韻によって分別する。類書でありつつ字書としても配當しうる所以である。

七 各項目における漢籍（雜書）について

第三冊二十一丁表二行～三十八丁裏四行は雜書である。

宋左奎『百川學海』明毛晉『津逮祕書』等叢書七點を含む點は、雜多な集成本として首肯しうる配分といえ、さらに子部雜家類は「雜書」部としては最も適合する類目であるといえよう。ただ『提要』にみえる雜家の定義は屬目を設けて詳細であるが、『經籍志』の場合、個々の文獻の内容自體が雜多である故に雜書扱いするのか、『經籍志』部目の總體それ自體が雜多である故に雜書扱いなのか、かなり不明瞭な様相を呈している。

たとえば『提要』に、『千頃堂書目』の例を引いて「於寥寥不能成類者、併入雜家」とあるのは、當類を構成する文獻が極少で一類を成し得ないものを纏めて雜家とする場合、一方班固の言を引いて「合儒墨兼名法」とあるのは一家中に複数の流派を共存させる場合を述べている。『經籍志』がそのいずれであるか、あるいは兩者を兼ねているのか、具體的事例に

よって判断すべきであろう。全百四十四點

雑書は雑書類以外の文献數が多く、その類目は事類以上に多様なので、ここでも各題目ごとに約半數を摘録する方法をとることとしたい。(事類部を参照)

編入書詳細

經部禮類	『齊家寶要』 『射禮』 三點
經部小學類	『幼學須知』 『急就篇』 四點
經部樂類	『陳氏樂書』 一點
史部史鈔類	『便蒙指南鑑畧』 『捷錄法原』 二點
史部史評類	『古今人物論』 一點
史部地理類	『銅陵縣志』 『九華山志』 『輿圖摘要』 等六點
史部傳記類	『千古奇聞』 『縉紳便覽』 等三點
史部目錄類	『國史經籍志』 一點
子部法家類	『敬由編』 一點
子部術數類	『楊氏太玄經』 『星學綱目』 明楊淙 『神相全編』 『天文大成』 等七點
子部藝術類	『八種畫譜』 『太古遺音』 『琴譜全書』 『適情雅趣』 『圖繪宗彝』 『王氏書苑』 等十一點
子部譜錄類	『群芳譜』 『墨苑』 『梅譜』 『陶朱公致富奇書』 『宣和博古圖錄』 『花鏡』 等十二點
子部類書類	『金壁故事』 『日記故事』 『枕林伐山』 等六點
子部小說家類	『埤雅廣要』 『開卷一笑』 『燕居筆記』 等七點

子部道家類 『太上感應篇箋註』 『太上感應篇』 二點

集部總集類 『樂府廣序』 一點

集部詞曲類 『萬花臺曲』 『六十種曲』 『雍熙樂府』 等五點

〔集部戲曲小説類〕 『包龍圖神斷公案』 『今古奇觀』 等四點

〔叢書部雜叢類〕 『百川學海』 『津逮祕書』 等四點

〔叢書部子叢類〕 『清課七種』 一點

經部禮類については、『齊家寶要』清張文嘉撰は、『提要』に家禮等に基づいて古今の通禮となしたもので、居家禮・童子禮等の門類を立て、各門前に經傳儀注を引いてまま附論あるものという。『提要』では禮類雜禮に配する。『射禮』については『中國古籍善本書目』（以下『古籍』）儀禮に『射禮儀節』『鄉射禮集要圖說』等三點を載せるが確認できない。いずれにせよ射禮を特記する文献ではあろう。

經部小學類『幼學須知』明丘時棟辯誤・直音丘一孫撰は、『玉篇直音』四卷の卷首に置かれる「新鑄正譌字辨幼學須知」のことであろう。微妙な誤字省文等の事例をあげて文字遣いの正確を期そうとするものようである。本文直音は天文・地理・人事・鳥獸等の類別に、部首別を設け文字を配して音註を附したものである。『急就篇』漢史游撰・唐顔師古注・宋王應麟音釋は、全文一字も重複することなく物名姓字等を列したもので、『提要』に「不僅爲童蒙識字之用矣」との評價がある。基本は初學者用の文字テキストである。

經部樂類は『陳氏樂書』宋陳暘撰の一書である。『提要』に、前半は各經からの引用に訓義を施し、後半はもっぱら樂關係の記述であって、「引據浩博、辨論亦極精審」との評價がある。

史部史鈔類は二書である。『便蒙指南鑑畧』清鑑湖竹叟撰は、盤古から崇禎十七年までの中國史を、四字句で簡略にたど

り各句に注を挿入する。初學者向けの史書である。『捷録法原』は内閣に『捷録法原旁註』があつて、明鍾惺原本・錢良重編という。上古から明神宗までの通史で、内容の増減には法があり註釋には原があるゆえに、これを書名としたと序にいう。

史部史評類は『古今人物論』明鄭賢撰の一書である。『提要』に、諸史の論贊、唐宋以來の文集から論古の文をとつて、ままた批評を附したもので、體例は史評と總集の間にあるという。

史部地理類『銅陵縣志』清李青巖等編、『九華山志』清喻成龍等編、『輿圖摘要』明李日華撰等、いずれも史部地理類として異動なきものである。

史部傳記類については、『千古奇聞』清李漁撰は『中國古籍善本書目』傳記類に、『縉紳便覽』萬曆十二年刊本は同書傳記類に著録があるが、現本は未見である。

史部目錄類は『國史經籍志』明焦竑編の一書である。

子部法家類は『敬由編』明竇子偁編の一書である。本書は唐虞から宋にいたる各代における獄訟刑法に關わる故事を列擧したものである。

子部術數類について、『楊氏太玄經』漢楊雄撰は『周易』になぞらえた楊氏の占論で、内閣では術數類數學に配する。『星學綱目』明楊淙撰は、内閣に『新刊京本釐正總括天機星學正傳』別名『星學綱目正傳』というものがそれであろう。『鬼谷子』に繋がりをもち、五行・天地・十二支等に關わる星命の書である。『神相全編』宋陳搏撰は、これも『鬼谷子』『鶻冠子』に繋がる雜占の書で、相法を中心に記述する。『天文大成』清黃鼎撰は、『提要』に災祥を主として古今の天文占候を編録したものであるという。

子部藝術類は書畫音樂等技藝に關わる類目である。『太古遺音』明楊掄撰は内閣に鈔本があり、序の首題に「太古遺音」の名がある。内容は琴に關する總論で、帙題「琴譜合璧」が内實に適う標題であろう。『琴譜全書』は撰人ならびに實本を

措定しえないが、標題からして子部藝術類音楽屬に配當されることに疑問はない。『適情雅趣』明徐芝撰は棋譜を集めたもので、藝術類中の雜藝に配される文獻である。『八種畫譜』明黃鳳池編ならびに『圖繪宗彝』明楊爾曾撰は藝術類書畫屬畫に、『王氏書苑』明王世貞編は藝術類書畫屬書に配當される。

子部譜録類は圖録を主とした類目で、『群芳譜』明王象晉撰、『梅譜』明劉世儒撰、『花鏡』(内閣の『祕傳花鏡』であろう)清陳湜撰、『陶朱公致富奇書』撰人未詳はすべて譜録類草木に配される。『墨苑』(程氏墨苑)か)明程君房撰および『宣和博古圖録』宋王黼等奉勅編の二書は器物屬に配される。

子部類書類として、『金壁故事』明鄭以偉撰、『日記故事』(内閣の『便覽聯輝日記故事』か)撰人未詳は、至孝・生知・勤學等二十六類に分門して故事を編集したものである。『秋林伐山』明楊慎撰は語句を名目としてこれに故事を配するもので、特に名目間に分類があるようには思えないものである。

子部小説家類について、『埤雅廣要』明牛衷撰は、『提要』に陸佃の『埤雅』を補正したというが、その實内容は雜然として取るに足りず、小説家に配するという。『開卷一笑』明李贄編は滑稽本あるいは「笑話」に類するものであろう。『燕居筆記』明何大掄撰は、詩・詞・文等文體を十八種に分け、小説や故事のごときものを配置する。

子部道家類『太上感應篇』題老子撰は道教の經典で、勸善懲惡の説を述べる。『太上感應篇箋註』はその注釋であるが、誰の注であるか明確ではない。

集部總集類は『樂府廣序』清朱嘉徵編の一書である。漢魏の樂府等を探りあげ、全體を詩經の風雅頌になぞらえ、さらに各篇に小序を附するものも詩經に擬しているのである。

集部詞曲類について、『雍熙樂府』明安肅篇は、全體を黃鍾宮・正宮・商調・南曲等調聲に分けて樂府を網羅する。他に『六十種曲』明毛晉編、『萬花臺曲』清張瀾撰がある。いずれも『古籍』では集部曲類傳奇にみえる。

集部戲曲小説類『包龍圖神斷公案』は撰人未詳で『内閣目』では公案小説に配され、『今古奇觀』明抱甕老人等撰は短篇

小説に配される。

叢書部雜叢類『百川學海』宋左奎編『津逮祕書』明毛晉編等は、多分野にわたる叢書のため雜叢の類目が該當する。なお『總目』には叢書部の部立てがないため、ここでは『内閣目』の部立てによる。以下も同様である。

叢書部子叢類『清課七種』清沈賦編は、子部藝術類なかでも雜伎系の書を集めている。

その文獻自體に雜多な内容が含まれないものを雜書に配當するのは、その括り自體が多様であることを示す。子部雜家類というくりにも本來そうした性格がある。そうした點も含めて『經籍志』雜書全體を總括してみよう。

『經部禮類』については、『齊家寶要』は家禮を中軸にすえたもので、『周禮』『儀禮』『禮記』といった經書とは異なる文獻を取り上げている。その點『射禮』の内容が注目されるが、詳細が不明なのは如何ともしがたい。一方『經籍志』經書には『文公家禮』一點が載せられているが、經書部の分析にも述べたように、ここでは朱熹尊崇による非經書を經書扱いする方向が極めて大きく、そのことにこの點も連動する可能性がある。經部小學類の『幼學須知』『急就篇』については、童蒙初學對象の字書といったもので、非經書の扱いとなったものであろう。『陳氏樂書』は音樂關係書として、後の子部藝術類の琴譜等と同列の扱いとなったと考えられる。

史部史鈔類『便蒙指南鑑畧』『捷錄法原』の二點は、既成の史書の摘録ではなく、新たに書き下ろされた通史である點に、『經籍志』史書に配される史鈔類文獻との相違がある。『古今人物論』は『提要』にいう史評と總集の間というような曖昧さを内包するもので、これが雜書配當の根據の可能性がある。史部地理類六點については、『經籍志』史書に同系の文獻が著録されているため、ここでの扱いに疑問がある。編者に地理文獻を史書扱いすることへの疑念があったものかもしれない。

史部傳記類については、『千古奇聞』『縉紳便覽』の二書につき原本を調査しえなかつたので、詳細は不明である。『經籍

志』史書には『歴代相臣傳』『列女傳』等があり、それらと異なる部分があったと思われる。『縉紳便覽』は當時の名人紳士録のようなものであるうから、歴史上の名人とは異なる人物を対象とした文献かもしれない。『國史經籍志』は目録で、一點のみの著録である。

子部法家類『敬由編』は獄訟刑法に絞られた文献で、單本である。術數類『楊氏太玄經』『星學綱目』明楊淙『神相全編』『天文大成』は、いずれも天文やそれに關わる雜占の書といえるもので、方向性は明白である。藝術類『八種畫譜』『太古遺音』『琴譜全書』『適情雅趣』『圖繪宗彝』『王氏書苑』も、書畫音樂雜藝に限定されている。またその意味で譜録類『群芳譜』『墨苑』『梅譜』『陶朱公致富奇書』『宣和博古圖錄』『花鏡』も、對象の相違はあるが圖録という意味で方向性は明白である。類書類の諸書については、『經籍志』事類に同系の文献があり、ここに配當される『金壁故事』『日記故事』『秬林伐山』等については、すつきりしない。小説家類は、『埤雅廣要』に關する『提要』に内容の雜然たることを指摘するところがあり、『開卷一笑』『燕居筆記』にもその意識の反映はあろう。道家類の二點は道教文献である。

集部總集類の『樂府廣序』は、詞曲類の『萬花臺曲』『六十種曲』『雍熙樂府』等と同系書で、詞曲關係を雜書扱いとしたものかとも考えられるが、『經籍志』詩文にも詞曲類文献は存在するので、基準は明瞭ではない。戲曲小説類『包龍圖神斷公案』『今古奇觀』については『總目』にも類立てがなく、本來やり場に困ったものといえよう。

叢書部雜叢類・子叢類文献は、その書自體に多様な内容を持つ事例として考えてよい。

全體としては、單一文獻に多様な内容を含むタイプの文献は少なく、それよりは單一の方向性をそなえたものであって、既成の分類基準とはいささかずれるものが多く、全くずれはないものその一書しかないと類立てしがたいものもあつた。なお判断基準に迷いの生じているらしい例もあり、雜書という類立ての危うさも歴然たるものがあるといえよう。

八 各項目における漢籍（詩文・醫書・兵書・道書・佛書・銀鈎書藪）について

第三册三十九丁表三行～六十七丁裏二行は詩文である。

詩文の呼称は各種目録にあまり見えないものである。名稱のように詩や文を集めたものと想定して良いが、楚辭類は無く、詩文評は文史の類目を設けず、尺牘類は詩文中に含め、戯曲小説類も同様である。『経籍志』においては、詔令奏議類は含まれず、史部に『歴代名臣奏議』等を著録する。概して集部以外の文献は少なく、しかも他部書中にも集部と共有する性格のものが含まれるので、集部文献の四部分類における總數はかなり多い。

詩文に集積された集部文献は、楚辭類以外の別集類・總集類・詩文評類・尺牘類・詞曲類・戯曲小説類の全てに渉る収集である。全二百三十二點

詩文に配當される集部以外の文献を抽出すると以下のようなになる。

編入書詳細

經部小學類	『詩對押韻』一點
史部史評類	『顧氏詩史』一點
史部目錄類	『題跋』一點
史部傳記類	『列朝詩集小傳』一點
史部地理類	『海内奇觀』『嵩嶽文志』二點
子部小説家類	『小窻艷記』一點
子部類書類	『四六鴛鴦譜』『脩辭指南』『翰墨大全』等六點

經部小學類は『詩對押韻』明耿純撰の一書である。『古籍』經部小學類に前集一卷後集一卷がある。

史部史評類は『顧氏詩史』題明顧正誼撰の一書である。『提要』に、列朝の紀傳を以て編集して韻語とし、それぞれに注を附したもので、暗誦には便利だが『蒙求』を超えるものでもないという。

史部目錄類は『題跋』明毛晉撰の一書である。『古籍』史部目錄類に汲古閣本の著録がある。

史部傳記類は『列朝詩集小傳』清錢謙益撰の一書である。『古籍』史部傳記類に『錢牧齋先生列朝詩集小傳』がある。

史部地理類『海内奇觀』明楊爾曾撰は、全國の山川海湖景勝の地を圖入りで解説したもの、『嵩嶽文志』明陸東撰は崇山に關わる地誌である。

子部小説家類は『小窓艷記』明吳從先撰の一書である。『提要』子部小説家類に『小窗自紀』に附して、漢から明に至る雜文を採り體を分けて編録したものという。内容の評価は低く、小説家類に配當した所以であろう。

子部類書類『四六鴛鴦譜』明陰化陽等輯は未詳、『脩辭指南』明浦南金編は、全書を天文・地理・人物等二十部に分ち、さらに象緯類・歲時類・災祥類等に細分して解説を加えたもので、明らかに類書の形式をとっている。『翰墨大全』は恐らく『事書類聚翰墨大全』元劉應李編であろう。これも典型的類書の一例である。

詩文については全十三點の編入があるが、重大な問題を孕む事例はないようである。『詩對押韻』は韻ではなく詩に重點を置く結果として、『顧氏詩史』は史料よりも詩を重んじた結果として、『題跋』は書籍解題より文章自體を重視する結果として、『列朝詩集小傳』は傳より詩を重んじる結果として、『小窓艷記』は雜文の評価を甘くした結果として、それぞれ詩文に配當することとなったのである。史部地理類關係は原本未見ながら、恐らく山川景勝の地に對する詩文を優先しての處置であろう。ただ類書に關する著録は、類書における詩文創作に便ある特性を重んじたものであろう。ほとんどいずれも重點

の置き方次第で詩文に配當しても問題ない事例のようである。

第三册六十八丁表二行〜七十四丁裏三行は醫書である。全五十四點
全て醫書で、他部からの混入はない。

第三册七十五丁表二行〜七十七丁表三行は兵書である。全十八點
『漢丞相諸葛公集』が集部別集に區分される以外、全て兵書類である。

第三册七十八丁表二行〜七十九丁裏二行は道書である。全十三點
道教關係書としての類目である。但し道家類に配當される書籍は七點で、以下は下記の通り。醫家三點は道教における丹
藥との關係から共有性があり、他の三種についても道教・老莊との關係を彷彿させる文獻である。

編入書詳細

- 史部地理類 『麻姑山丹霞洞天志』 一點
- 子部醫家類 『黃庭經』 『性命圭旨全書』 三點
- 子部小説家類 『山海經廣註』 一點
- 子部雜家類 『淮南子鴻烈解』 一點

史部地理類は『麻姑山丹霞洞天志』の一書である。『提要』史部地理類に清羅森撰とあって、明萬曆中左宗郢志によって

修めたとある。一方内閣には同名（志を誌に作る）明烏鳴雷等撰の書があつて、『経籍志』本がいずれのものか判明しない。麻姑は『神仙傳』にみえる仙女で、本書を道書に配する根拠はここにある。

子部醫家類について、『黄庭經』撰人未詳は、内閣に『太上黄庭内景玉經』とあるものがそれで、『總目』には著録がない。『性命圭旨全書』は内閣に『性命雙收萬神圭旨』宋尹清和撰とあるものであろう。書名に「全書」を附する文献は未見である。道教と藥品との關連は周知のことで、ここにもその余波が及んでみると見るべきか。重點の置き方如何でどのようにも變化しうる記載である。

子部小説家類は『山海經廣註』清吳任臣撰の一書である。『山海經』それ自體は『道藏』に收載されていることもあつて、道書に配當される妥當性はあるといふべきであらう。

子部雜家類は『淮南子鴻烈解』漢劉安撰の一書である。『漢志』『總目』等雜家に配當する例が一般であるが、本書に道家的志向のあることも事實であつて、『経籍志』の配當は首肯しうる部分もある。

いずれも何らか道家・道教に關わる部分のある文献で、その意味では道書に受け入れうる文献のみといつてよい。

第三冊八十丁表三行〜八十一丁表二行は佛書である。全八點

佛教關係書である。但し『當麻寺圖記』は恐らく和書。隱元關係にも和書が含まれよう。釋家類以外に配當される文献は、子部小説家類の『仙佛奇蹤』明洪應明撰の一書であるが、書名の示すとおり全く佛教に關係がないわけではない。なお『總目』掲載本は書名を『仙佛奇蹤』とする。

第三冊八十二丁表二行〜八十四丁表一行は銀鈎書藪である。全十六點

篆刻關係書が集められている。巧みな書體を銀鈎という例があり、さらに印刀を鈎に見立てて、本來は子部藝術類や經部

小學類相當の文獻をここに集めたものか。各種目録に比定できないものもあるが、おおむね書名から類推して篆刻關係書が十三點、残る三點もすべて古文字關係書である。

『芸暉閣經籍志』の編纂とその特質——結びにかえて——

これまで『芸暉閣經籍志』の分類について、實例に則しつつ、各項における分類傾向を見てきた。その結果、『四庫全書總目』における四部分類に抵觸する事例が多々現れたのである。そのことについては、各項における編入文獻のところでも簡略な傾向性についてのコメントを附しておいた。ただ『經籍志』におけるそうした状況が、果たして江戸期成立の目録に全て該當するものか否かについては、廣く他の當時の目録を見渡してみる必要がある。本稿では『芸暉閣經籍志』一書に限って検討を加えたが、その見解の妥當性は、他の江戸期成立の目録を見、内容も確認した上で判断するべきものであろう。

全體的傾向として、専門性の強い醫書・兵書・道書・佛書・銀鈎書藪に關しては、他部からの編入は皆無の部も含めて極めて少なく、理解に苦しむような編入も見られなかった。このことは、道書・佛書は別として技術系の文獻においては判断が容易で、宗教關係はそれ自體が特殊な性格故にやはり判断が容易だったことを思わせるのである。換言すれば、逆に思想性の強い經書・史書・事類・字書・雜書・詩文の六類において、他部からの編入が多いということである。ただそれらの内においても、自ずから差異はあるのであって、經書は十一類六十四點約十八割、史書は五類十點約七割、事類は十六類四十五點約三十五割、字書は四類十二點約七割、雜書二十類八十二點約五十七割、詩文は七類十三點約六割である。史書・字書・詩文の量が少ないのは、六類中としては基準が具體的で判断が容易であった結果であろう。これに對して事類は類書を基本とする部立てであるが、類書自體がかなり多様な實態を持つと同時に、分類ということへの加重的意識が、他類との判別を曖昧にした可能性が強い。同様のことは雜書にも顯著で、類書と同様に雜書自體の多様性が廣範な包括性となって、判

別を曖昧にしているのである。(なお『經籍志』全體の約六割の文獻は分類不明であり、今後の調査で確定していきたい。)

その中で經書については、漢籍分類のなかでも經に對する意識は最も重く、必然として曖昧さやブレを許容しない部立てであるといえる。約十八割という数字は、三類のなかでも最も低い値であるが、その表している意味については最も明白な意識の反映があると言えそうである。中國の經概念(基本思想・基本テキスト)はそのまま繼承するが、その具體的表れ方において意識變化があるということである。そのことについては、すでに「各項目における漢籍(經書)について」で詳細に述べたので、ここでは以下簡略にまとめることとしたい。

意識變化として、全體として擴大方向がある。孔子自身への尊崇意識を反映させ、孔子關係書を經書化する。中國における經書はあくまで經書で、孔子自身とは本來混同されない。

さらには、幕府の方針としての朱子學・宋學を尊崇することに關わって、宋學文獻を經書化する。これは國家による人民支配の一元化の手段として機能しようという意味で、經學の意味を踏み外してはいないが、中國での經概念の嚴密さとはやはり相容れない。經はあくまで根源のテキストであって、宋學はその解釋ならびにその哲學的大系學である。註疏も經書の解釋であるが、訓古を基本として新たな哲學を構築することはない。新たな哲學は諸子なのだとするのが中國的思惟なのである。本目録はこの點でも經の概念を擴大している。

詩文集への擴大、これも上記と同様の精神活動によって、宋學に關わるか關わりうる人物の詩文別集等を經書化する。

一方では反朱子學派も取り込むこと。これは朱子學と對置される思想においても、與えられるべき場所があるとする考えである。ここには概念を排他的嚴密さで固定しようとするのではなく、包括的な曖昧さによって多様なものを取り込むことを表しているように思える。

儒教に立脚するものではあっても、直接經學とは認識されない勸善懲惡書や倫理道德の普及書なども經書とする。人間の

活動の正しい指針を示すことが、中國的經學文獻では十分對應しきれないとの判断があるだろうか。それは經學の持つ論理的正当性や、合理性のみならず、個々の人間に付與される性善說的曖昧さと結びつく觀念ではないだろうか。この點には日本独自の思考形態が内包されているようにも思えるのである。

『經籍志』の成立が寛政四年頃以後とすれば、幕府による寛政異學の禁と『經籍志』が連動するのではないか、との憶測も促されるが、既に述べたようにその可能性は低いのであつて、宋學や朱子學が經に取り込まれる事象は、『經籍志』編纂における独自の見解、独自の判断の表れと理解するのが妥當であろう。芸暉閣の造營に關わつた鍋島綱茂の儒學傾倒は古文中にも明らかで、將軍綱吉への『論語』の進講等將軍家ひいては林家との關係の深さからの影響も、ここでは考慮に入れる必要がある。

ただ以上の特性が『芸暉閣經籍志』のみの特性であるのか、こうした分類傾向が他にもあるのか、については廣く他の當時の目録を見渡してみる必要がある。それについてはまた稿を改めて検討する予定である。(了)

【キーワード】

・江戸時代 ・漢籍 ・目録 ・鍋島藩 ・分類